

生徒心得

本校の生徒は、常に下川商業高等学校の生徒としての本分を自覚し、自己の品位と学校の名誉を重んじなければならない。

1. 礼儀

来客及び本校職員に対しては常に礼儀正しく、生徒相互間においても挨拶を行う。

2. 教室及び授業

- (1) 授業中は、私語を慎み真剣に学習する。
- (2) 授業中は、教科の担当教員の許可なく出入り、離席等をしない。
- (3) 教科書、その他の学用品を忘れたときは、あらかじめ担当教員に申し出ること。
- (4) 教科書、その他の学用品を許可なく学校へ置かないこと。
- (5) 学校の備品等の使用は、必ず担当教員の許可を受けること。

3. 所持品

- (1) 授業もしくは諸活動以外に使用するものは持参しない。
- (2) 所持品には必ず学年、組、番号、氏名を明記する。
- (3) 所持品は所定の場所に置き、放置しない。
- (4) 所持品の紛失、遺失、拾得の場合は、担任に届け出ること。
- (5) 身分証明書は常に携帯していなければならない。
- (6) スマートフォンの持ち込みは以下のことを遵守して持ち込みを認める。
 - ア 自己責任の下、盗難や悪用に十分注意をしてスマートフォンを管理すること。
 - イ 使用を許可する時間は登校～朝SHR、昼休み、放課後として、それ以外の時間は電源を切ること。（着信やアラーム、バイブレーターの鳴動含む）
 - ウ 授業および部活動での使用については、教科担任および顧問の指示に従うこと。
 - エ 使用を許可する場所は、各教室（体育館・格技場を含む）、玄関（ホールを含む）とし、廊下やトイレでの使用は禁止とする。
 - オ 学校内や公共の場でのコンセントを利用して充電しないこと。
 - カ 許可なく他人を勝手に撮影しないこと。
 - キ 使用を許可する時間以外で保護者等とやむを得ず連絡を取りたいときは学級担任、教科担任、養護教諭に相談すること。
 - ク SNSの不適切な利用は厳禁とする。
 - ケ 校内および登下校での使用についてはマナーを守り、他人に迷惑をかけないように使用すること。歩きスマホ、自転車に乗車ながらの使用は厳禁とする。
 - コ 学校行事（準備期間を含め）については別途連絡するので、それに従うこと。

4. 服装・頭髪

- (1) すべて端正質素を旨とし、つねに清潔を重んじること。
- (2) 頭髪は清潔を旨とし、華美な技巧を加えてはいけない。染色（アイロンなどの使用による脱色）等も認められない。
- (3) 部活動及び遠征については、制服又は部で許可されたジャージを着用しなければならない。
- (4) ネックレス、指輪、ピアス、ブレスレット等の装飾品の使用は認めない。
- (5) 化粧、マニキュア、ネックレス、指輪、ピアス、ブレスレット等の装飾品の使用は認めない。

5. 校内外生活

- (1) 校舎の出入りは原則として生徒玄関を使用する。
- (2) 下校時までは校地外に出てはいけない。やむを得ない場合は、担任の許可を受けなければならない。
- (3) 欠席の際は保護者等が電話連絡をすること。

- (4) 欠課、早退、遅刻の際は担任に申し出ること。また、職員室の入退室許可証に詳細を記入し、教科担当に提出すること
- (5) 保健室を利用した場合、養護教諭より保健室利用カードをもらい、担任または教科担当者に渡すこと。
- (6) 校舎内外を問わず、集会や金銭徴収、掲示物を貼る場合は、あらかじめ学校の許可を受けなければならない。
- (7) 休日に登校するときは、その前日までに責任教諭の許可を受けなければならない。
- (8) 自己の所持品、貴重品の管理はもちろんのこと、他人の所持品及び校具等は、特に丁重に取り扱わなければならない。
- (9) 外出の際は、必ず保護者等の許可を得ること。外出は原則として午後9時までとする。
- (10) 風俗営業店（パチンコ店、スナック等）など高校生として入ってはならない場所の出入りは禁止する。
- (11) アルバイト、自動車免許証取得に関しては、あらかじめ担任に届け出て、学校の許可および承認を得なければならない。
- (12) 暴言、暴力に訴えることは厳禁とする。
- (13) 飲酒、喫煙、薬物の不正使用等はいかなる場合も厳禁とする。
- (14) 飲食は原則として教室内のみとし、自動販売機の利用は昼休み、放課後とする。
- (15) 長期休業及び家庭学習期間については、休み中の心得を遵守すること。

6. 交 通

- (1) 校外、通学時においては交通上の法規を守らなければならない。
- (2) 公共交通機関の利用者は乗車マナーに十分留意し、他の乗客に迷惑をかけるようにすること。
- (3) 他人の車両、オートバイに同乗してはならない。
- (4) 自転車通学者は自転車通学申請書を提出し、自転車点検を受け、本校指定のステッカーを貼付すること。なお、学校の指定する使用禁止期間、降雪、路面凍結時、その他暴風雨のときは使用を禁止する。